

第64回宮崎県国土利用計画審議会議事録

日 時	令和5年3月17日（金）午前10時から正午まで
場 所	宮崎県庁総合政策部会議室
出席者	<p>○宮崎県国土利用計画審議会委員（11名）</p> <p>会場出席</p> <p>高 穂 幸 江 委員（一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会監事） 田 中 さみ子 委員（JA宮崎県女性組織協議会元理事） 常 盤 真知子 委員（学校法人平成学園理事長） 永 田 菜穂子 委員（宮崎県林業研究グループ連絡協議会副会長） 早 瀬 盟 子 委員（特定非営利活動法人大淀川流域ネットワーク事務局員） 見 山 輝 朗 委員（株式会社宮崎日日新聞社取締役総務局長）</p> <p>オンライン出席</p> <p>熊 野 稔 委員（宮崎大学地域資源創成学部教授） 長谷川 ゆり子 委員（宮崎県商工会議所女性会連合会副会長） 細山田 三保子 委員（宮崎県環境保全アドバイザー） 三田井 研 一 委員（宮崎県農業協同組合中央会専務理事） 村 上 啓 介 委員（宮崎大学工学部教授）</p> <p>※欠席委員</p> <p>上 平 賢 一 委員（一般社団法人宮崎県バス協会専務理事） 片 地 唯 文 委員（一般社団法人宮崎県社会福祉士会副会長） 上 村 芳 朗 委員（公益社団法人宮崎県不動産鑑定士協会副会長） 長 友 幹 雄 委員（宮崎県森林組合連合会代表理事会長） 村 岡 隆 明 委員（宮崎県市長会）</p> <p>○事務局</p> <p>総合政策部 部長 松浦 直康 中山間・地域政策課 課長 湯地 正仁 中山間・地域政策課 地域総合調整担当 主幹 寺原 史紀 中山間・地域政策課 地域総合調整担当 主事 鬼束 彩乃</p> <p>○関係課</p> <p>環境森林課 ゼロカーボン社会づくり担当 主幹 湯淺 伸弘 自然環境課 自然公園担当 主任主事 新穂 成美</p>

自然環境課 保安林担当 主幹 山下 義弘
森林経営課 森林計画担当 主幹 谷本 隆敏
農村計画課 農業調整担当 主幹 西田 圭子
技術企画課 技術調整担当 主査 木田 昌志
都市計画課 計画担当 主査 佐藤 里沙
都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 美しい宮崎づくり推進担当 技師 内窪 葵

○傍聴者
なし

議 事 等
(発言者)

1. 開会

(中山間・地域政策課 湯地課長)

定刻となりましたので、ただ今から、第64回宮崎県国土利用計画審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、中山間・地域政策課長の湯地と申します。

本日の審議会には、委員16名のうち、オンラインを含めて11名の御出席をいただいておりますので、審議会条例第5条第2項で定める審議会開催の定足数に達していることを御報告いたします

2. 総合政策部長挨拶

(総合政策部 松浦部長)

本日は御多忙の中、国土利用計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方には、日ごろから土地利用行政はもとより、県政全般にわたり御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて先日、国の調査で改めて日本の島の数を調査したところ倍増したという報道がありました。また、最近では人口減少等を背景とした所有者不明土地対策の推進や、外国資本による土地の取得や盛土問題など、これまで以上に土地の利用のあり方が注目されております。当審議会では、国土利用計画法に基づいて、県土の適切な利用に向けた調査審議を行っていただくこととなりますが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見、御指導を頂けますと幸いです。以上、簡単ではございますが、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。(業務の都合のため、部長退席)

3. 審議会会長選出

(中山間・地域政策課 湯地課長)

審議会会長の選出についてであります。宮崎県国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選によって選出されることになっております。どなたかご推薦などがございましたら宜しくお願いたします。

(三田井委員)

国土利用計画審議会では、森林や農業など審議事項の分野が多岐にわたるため、広い見識が必要かと思いますので、宮崎大学の村上教授にお願いしてはいかがでしょうか。

(中山間・地域政策課 湯地課長)

ただいま、三田井委員より、村上委員をご推薦いただきましたが、村上委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(村上委員)

私でよろしければ、お引受けいたします。

(中山間・地域政策課 湯地課長)

村上委員が、会長職を引き受けていただけるということですが、委員の皆様いかがでしょうか。

(全員、異議なし)

(中山間・地域政策課 湯地課長)

それでは第17期宮崎県国土利用計画審議会の会長を村上委員にお願いしたいと思います。恐れ入りますが、村上会長から御挨拶をお願いいたします。

(村上会長)

この度、会長に就任いたしました村上でございます。皆様どうぞ宜しくお願いいたします。開会に当たり、ひとこと御挨拶を申し上げます。この審議会は、国土利用計画法に基づきまして、「国土利用計画」や「土地利用基本計画」の策定・変更について調査審議を行う役目を有しております。

人口減少や社会情勢の変化が進み、所有者不明土地問題や重要土地取引の規制等土地をとりまく課題が多様化してきている中で、より良い形で県土を次世代に引き継ぐためには、長期的な視点に立ち、実際の土地利用の状況を総合的に考えながら、審議を行う必要があるものと考えております。

皆様の御協力をいただきながら、会長の役目を果たして参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

4. 会長職務代理者、議事録署名人の指名

(村上会長)

国土利用計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長の職務代理者を定めたいと思います。会長職務代理者につきましては、会長が指名を行うこととなっておりますが、本審議会では農地に係る審議案件も多いことから、JA中央会の三田井委員にお願いしたいと思います。三田井委員いかがでしょうか。

(三田井委員)

かしこまりました。

(村上会長)

続いて、本日の議事録署名人を指名させていただきます。会場にいらっしゃる高穂委員と見山委員を指名させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

5. 審議事項（「土地利用基本計画の変更について」）

（中山間・地域政策課 鬼束）

「土地利用基本計画の変更案」についての説明に入る前に、前期より委員をお務めいただいている方々には繰り返しになり恐縮でございますが、「土地利用基本計画の概要」について簡単に御説明させていただきます。資料1の1ページをお開きください。まず、宮崎県土地利用基本計画の概要の「(1) 土地利用基本計画の根拠」でございますが、土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条に基づき、都道府県が策定するものでございます。同じく国土利用計画法に基づいて策定されます「国土利用計画」との関係につきましては、下の図を御覧ください。点線四角内の左側にあります、国土利用計画には全国計画、都道府県計画、市町村計画がございまして、国土利用に関する基本構想や、利用目的区分別の面積目標、その目標達成に必要な措置などを定めておりますが、これらを基本に都道府県が策定するのが、その右側にあります「土地利用基本計画」でございます。「国土利用計画」が国土利用の将来像を示す長期的な構想であるのに対し、土地利用基本計画は、「土地取引の規制」及び「開発行為の規制」等、「規制」を実施するに当たって基本となる計画となっております。

2ページをお開きください。「(2) 土地利用基本計画の内容」でございます。土地利用基本計画は、計画図と計画書の2つで構成されております。「計画図」については、地図上に五つの地域、いわゆる「五地域」を図面表示したものです。「五地域」とは、一覧表に示しておりますが、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つとなっており、この五地域は、各個別規制法の計画区域と直接的に関連しております。例えば、五地域の「都市地域」は、「都市計画法で指定される都市計画区域」に相当する地域、「森林地域」については「森林法で指定される国有林または地域森林計画の対象となる民有林の区域」に相当する地域となっております。ただし、表の下「※」の下線部分にあるように、この五地域はそれぞれ包括的な計画圏域でありますので、必ずしも現実の土地利用と一致するわけではなく、また、相互に重複して区域設定がされる箇所もございます。このように重複した地域においては、どちらの地域区分を優先して取り扱うかという調整が必要となりますので、その調整方針を定めたのが、一番下のイ「計画書」ということとなります。土地利用の調整等に関する事項などを文章記載したものでございます。この「計画図」と「計画書」が一体となって、「土地利用基本計画」が構成されております。

次のページを御覧ください。「(3) 土地利用基本計画の役割」でございます。まず①ですが、下の図で示しておりますとおり、土地利用基本計画は「都市計画法」や「農振法」、「森林法」などの個別規制法に基づく各種土地利用計画の上位計画に位置づけられており、土地利用調整のプラットフォームの役割を果たしております。したがって、個別規制法による地域・区域を変更しようとするときは、あらかじめ、土地利用基本計画の変更を行うことが原則となっております。次に②に

ついて、国土利用計画法では一定の面積以上の土地売買について、事後届出を義務づけておりますが、土地利用基本計画は土地の利用目的の適合性を判断する審査基準となっておりますことから、直接的に土地取引を規制する役割を果たしております。また、開発行為については、直接的には各個別規制法によって規制されるものですが、土地利用基本計画は各個別規制法による地域・区域指定の基本となる計画であることから、開発行為に関しても、間接的に規制をしていることとなります。

次のページをお願いします。土地利用基本計画の変更についてでございます。計画図につきましては、個別規制法に基づく区域設定と連動しておりますので、土地利用動向や個別規制法の運用状況を踏まえまして、毎年度変更しているところです。

一方、計画書につきましては、国土利用計画を基本とすることから、おおむね10年毎の国土利用計画の改定に伴いまして、改定後の国土利用計画の表現等に合わせるべく、変更を行っているところでございます。今回の審議会では、計画図の変更についてのみご審議をいただくこととなっております。

次に、5ページをお願いいたします。本日開催しております国土利用計画審議会についてですが、本審議会は国土利用計画法に規定された機関であり、知事の諮問に応じ県の区域における国土の利用に関する基本的事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議する、県の附属機関となっております。委員数は定数25名以内となっておりますが、現在は16名の方に委員をお務めいただいております。任期は3年で、今期の任期は令和4年12月24日から令和7年12月23日までとなっております。掌握事務は資料のとおりとなっておりますが、本日は、法の第9条第10項及び第14項に基づき、土地利用基本計画の変更について御審議いただくこととなります。

前置きが長くなりましたが、変更案の説明に移りたいと思います。資料2の御準備をお願いいたします。1ページをご覧ください。「宮崎県の五地域区分面積」でございますが、表の左にある「現行計画の面積」に令和4年3月現在の土地利用基本計画図上の五地域面積が示されております。下から3行目の「五地域計」の数字が、10万3,568haとなっており、こちら県土面積の約140%になっておりますが、これは五地域が互いに重複している地域があるため100%となっていない、ということでございます。それから、下から2行目に「白地地域」というのがありますが、これは五地域のいずれにも指定されていない地域でございます。表中央に「変更面積」とございますが、今回御審議いただくのが、この変更の部分でございます。また、「森林地域」221haの縮小と、これに伴う「白地地域」9haの拡大ということになっております。

それでは、次のページをお開きください。変更内容の一覧表でございます。今回は整理番号1から15までがすべてが「森林地域の縮小案件」となっております。個別案件の説明に入る前に、森林地域縮小案件の取り扱いについて、3ページに補足資料を付けておりますので御覧ください。真ん中の図にあるとおり、森林地域の縮小にあつては、林地開発許可制度というものがございまして、森林法第5条に規定する森林を1ha以上開発する場合、「林地開発許可」が必要となっております。許可申請された案件については、災害防止対策や環境汚染対策等の必要な要件を満たしているか審査を行い、要件を満たしている場合には開発を許可し、森林の開発が実施され

ます。その後、開発行為の完了確認が行われ、森林としての利用保全を図る必要がないと判断した時点で、地域森林計画の変更を行います。そこで、土地利用基本計画における森林地域縮小の時期が問題になってくるわけではありますが、国土交通省が平成29年10月に各都道府県あてに発出した文書の中では、「地域森林計画の変更が行われる時点」、つまり開発行為の完了確認まで終了した後の段階で、土地利用基本計画の森林地域を縮小することが望ましいとされております。つきましては、今回の15の案件いずれにつきましても、すでに、開発が実行され、完了確認も終わった案件となりますので、本審議会では、個別案件の是非ではなく、その後の当該土地及び周辺土地の利用調整等について御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは変更地域の説明に戻ります。3ページを御覧ください。今回変更を行う15件の全体的な位置を示しております。A3でお配りしております地図も併せて御確認ください。

続いて4ページをお開きください。これより各案件ごとの説明を行います。まずは、整理番号1「宮崎森林地域の縮小」でございます。場所は、宮崎市池内町にある宮崎市営の公園墓地みたま園の近くの黄色で色づけした部分でございます。現在は都市地域、農業地域、森林地域が重複しており、面積は6haです。太陽光発電事業用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

次のページを御覧ください。整理番号2「宮崎森林地域の縮小」でございます。場所は、宮崎市大字富吉の宮崎西IC付近の黄色で色づけした部分でございます。現在は都市地域、農業地域、森林地域が重複しており、面積は7haです。物流センターの建設用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

次のページを御覧ください。整理番号3「宮崎森林地域の縮小」でございます。場所は、宮崎市大字細江にある産業廃棄物処理場に隣接する黄色で色づけした部分でございます。現在は農業地域と森林地域が重複しており、面積は2haです。露天駐車場用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

続いて、整理番号4「宮崎森林地域の縮小」でございます。場所は、宮崎市大字細江にあるメガソーラー発電所内の黄色で色づけした部分でございます。現在は農業地域と森林地域が重複している地域と森林地域のみ地域となっており、面積は9.5haです。太陽光発電事業用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。なお、こちらについては森林地域の縮小に伴い、白地地域が9ha拡大いたします。

続いて、整理番号5「宮崎森林地域の縮小」でございます。場所は、宮崎市清武町加納の宮崎自動車道清武PAから東に600m程の黄色で色づけした部分でございます。現在は都市地域、農業地域、森林地域が重複しており、面積は2haです。太陽光発電事業用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことか

ら、森林地域の縮小を行うものです。

次のページを御覧ください。整理番号6「宮崎森林地域の縮小」でございます。場所は、宮崎市清武町加納にある宮崎市立加納小学校区域の黄色で色づけした部分でございます。現在は都市地域と森林地域が重複しており、面積は2haです。住宅団地造成用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

次のページを御覧ください。整理番号7「宮崎森林地域の縮小」でございます。場所は、宮崎市清武町今泉。宮崎市清武総合運動公園付近の黄色で色づけした部分でございます。現在は農業地域と森林地域が重複しており、面積は3haです。太陽光発電事業用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

続いて、整理番号8「宮崎森林地域の縮小」でございます。場所は、宮崎市田野町乙にある宮崎自動車道片井野トンネル付近の黄色で色づけした部分でございます。現在は農業地域と森林地域が重複しており、面積は2haです。太陽光発電事業用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

続いて、整理番号9「宮崎森林地域の縮小」でございます。場所は、宮崎市高岡町大字上倉永及び小山田の県道28号日南高岡線付近の黄色で色づけした部分でございます。現在は都市地域と森林地域が重複しており、面積は4haです。太陽光発電事業用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

続いて、整理番号10「宮崎森林地域の縮小」でございます。場所は、宮崎市高岡町花見にある天ヶ城公園から東に2kmほどの黄色で色づけした部分でございます。現在は都市地域、農業地域、森林地域が重複しており、面積は30haです。太陽光発電事業用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

次のページを御覧ください。整理番号11「宮崎国富森林地域の縮小」でございます。場所は、本庄川から南に1.5kmほどの宮崎市高岡町花見と国富町大字嵐田にかかる黄色で色づけした部分でございます。現在は都市地域、農業地域、森林地域が重複しており、面積は29haです。太陽光発電事業用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

続いて、整理番号12「国富森林地域の縮小」でございます。場所は、国富町大字田尻にある太陽光関連工場付近の黄色で色づけした部分でございます。現在は都市地域、農業地域、森林地域が重複している地域と、農業地域と森林地域が重複している地域で、面積は4haです。太陽光発電事業用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

続いて、整理番号13「綾森林地域の縮小」でございます。場所は、綾町大字南俣の綾南川から南に1kmほどの黄色で色づけした部分でございます。現在は農業地域と森林地域が重複しており、面積は1haです。太陽光発電事業用地として造成され、

森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

続いて、整理番号14「小林森林地域の縮小」でございます。場所は、小林市南西方の宮崎自動車道小林ICから北西に2kmほどの黄色で色づけした部分でございます。現在は農業地域と森林地域が重複しており、面積は1haです。養鶏場の建設用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

最後になりますが、整理番号15「えびの森林地域の縮小」でございます。場所は、えびの市大字浦の宮崎自動車道えびのJCTから南西に1.2km程の黄色で色づけした部分でございます。現在は農業地域と森林地域が重複している地域で、面積は32ha。太陽光発電事業用地として造成され、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、森林地域の縮小を行うものです。

変更案件についての説明は以上でございます。なお、本変更案につきましては、個別規制法の担当課と十分な調整を行いながら作成したものであり、そのほか、関係市町村及び県庁内の関係各課への意見照会、国土交通省を通じて、農林水産省、林野庁などの関係省庁への意見聴取を終えた案となっておりますので、本日の審議を経て、3月中には決定・公表したいと考えております。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

(村上会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局から計画図の変更案について説明がありましたが、森林面積減少の主な理由は太陽光発電事業によるものとのことでした。太陽光発電につきましては、前回の書面会議でも御意見をいただいていたところですが、太陽光発電等の導入に関して県の計画等はどうなっているのでしょうか。事務局より説明をお願いします。

(環境森林課 湯浅主幹)

参考資料3により宮崎県における再生可能エネルギーの導入方針について御説明します。本県では令和5年3月に「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」を廃止し、「宮崎県環境基本計画」に統合することとしています。第四次宮崎県環境基本計画では、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けて4つの柱を設定し、そのひとつに「再生可能エネルギーの導入拡大」を掲げています。再生可能エネルギー全体の導入目標は、下の棒グラフのとおり、2021年度の実績が2,697MW(メガワット)のところ、2030年度までに3,600MWまで拡大させることとしており、うち太陽光発電につきましては、2021年度の実績が1,514MWのところ、2,030年度までに+700MWの2,198MWまで導入することを目標としております。今後は、計画に基づき、県内に豊富に存在する多様な地域資源を活用し、地域と共生した太陽光発電を含む再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーに関する最新の法令等の情報収集を行い、事業者に対する遵守の徹底を図るなどして、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進し、導入の拡大を図って参りたいと考えております。

(村上会長)

ありがとうございました。説明全体を通して御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(熊野委員)

今回すべての案件が森林地域の縮小ということですが、近年は集中豪雨などにより、土砂崩れ等の大規模な災害も増えてきております。森林を伐採することにより、森林の持つ保水機能が発揮されないということになりますが、防災上の問題は無いのでしょうか。

(村上会長)

三田井委員も手が上がっていましたが、いかがでしょうか。

(三田井委員)

2点伺います。まずは、大変広い面積に太陽光発電設備が設置されているようですが、景観については規制しているのでしょうか。また、太陽光発電設備の処分については適正に行われているのでしょうか。

(環境森林課 湯浅主幹)

県では、民間企業と連携して太陽光パネルの処分に関する研究開発に取り組むとともに、国と連携しながら、適切に処理されるよう取り組んでおります。また、施設を長期的・安定利用するため、運用管理と定期的なメンテナンスを行うことを推進しており、そのための維持管理方法等について情報収集を行い、随時県民の方や事業者等に情報提供を図ることとしております。

(美しい宮崎づくり推進室 内窪技師)

本県においては、全ての市町村が景観行政の主体となる景観行政団体となっており、市町村が景観法上の主体となっているのですが、県といたしましては、市町村が景観計画を作成する際のガイドラインを示しておりまして、その周知徹底を図っているところでございます。

(村上会長)

景観については、ガイドラインに沿った指導を市町村にされているということでした。防災の点についてはいかがでしょうか。

(自然環境課 山下主幹)

林地開発の許可基準には「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」という4つの基準があり、いずれの基準もクリアしている場合は、申請を許可しなければならないとされています。防災上の観点からは、近年の大雨による災害等を考慮し、雨量強度等の基準を改定するなど、これらの許可基準は随時見直しを行いながら審査をしております。

(熊野委員)

自然はルールどおりにはいきませんので、長期的な視点で気候変動を見通して審査していただければと思います。

(田中委員)

私はえびの市という中山間地域に住んでいますが、2、3年前から、毎日のように個人所有の森林の伐採が進んでいます。これらは後継者不足等もあり、再造林が進

んでいないように感じますが、対策等はされているのでしょうか。

(村上市長)

土地利用が変わっていることを懸念されているとのこと。現在本県の森林は伐採期を迎えているかと思いますが、個人所有の森林も含めて森林伐採後の土地の保全について、何か指導・対策を講じられているのでしょうか。

(森林経営課 谷本主幹)

委員おっしゃるとおり、本県の森林は先人の方々の努力により、人工林が整備されており、その7割以上が現在伐採期を迎えております。また、ウッドショックに伴い取引価格が上昇したことも相まって、伐採が進んでいる状況で、県としても再造林については非常に重要だと認識しております。

環境森林部で定めている森林・林業長期計画において、将来の資源量をシミュレーションしておりまして、再造林率を80%に保てられれば、100年後も伐採可能な資源量を確保できるという試算結果が出ておりますことから、そこを目指し各種施策を講じておりますが、現在の再造林率は70%台にとどまっておりますので、引き続き、対策を継続していく必要があります。

また、現在、造林事業のほとんどは森林組合に担っていただいておりますが、マンパワーが不足していることから、今後は伐採事業者の方々にも造林事業に御協力いただけるような、新たな対策を次年度以降検討して参りたいと思います。

(村上市長)

人材不足は非常に大変な話かと思いますが、伐採事業者に再造林を協力いただければ将来的に人材不足は解消されるのでしょうか。

(森林経営課 谷本主幹)

必ずしもそれで充足できるとは考えておりませんが、伐採事業者の方々に加え、林業大学校で技術を習得された若い世代の方々の参入も進めていくとともに、林業の分野は機械化が遅れていることから、いわゆる「スマート林業」を進めていくため、機材の実証実験や、機材を操作できる人材の育成等に今後は注力していきたいと考えております。

(早瀬委員)

防災面について質問です。国では降った雨をいかに地表面に流さないかという「流域治水」の対策に取り組んでいますが、太陽光パネルの設置に当たっては、雨水を流さないような装置を設置するような規制・制度を設ければ、パネルの設置に伴う土砂崩れ等の災害を防止することが出来ると思うのですがいかがでしょうか。

(村上市長)

先程、林地開発の許可について御説明いただきましたが、地下浸透を図るような基準は設けられているのか、お答えいただければと思います。

(自然環境課 山下主幹)

委員のおっしゃるとおり、太陽光パネルの設置を行うと雨水が下流に流れやすくなることから、林地開発の制度上においては、森林開発後に河川に流れる雨水の流量を増やさないう、開発区域内に調整池等を作ることを基準として定めており

ます。

(細山田委員)

太陽光パネルの設置の多さを危惧しています。人間の観点上、再生可能エネルギー、太陽光発電が非常に重要だということは本当に分かりきっているのですが、森林には希少動物だけで無く、たくさんの種類の動植物が生息しているので、これだけの開発が行われると、その地域及びそこからつながる河川の生態系も壊れてしまうのではないかと懸念しています。動植物は人間とつながっているので、人間の都合だけで開発を行っていくと生物の命が奪われ、結果的に自分たちにも影響してくると考えております。

(村上委員)

大規模開発だとアセスメントが求められると思いますが、この規模の開発に対しての生態系の保全については、こういった考え方で進められているのでしょうか。

(中山間・地域政策課 鬼束)

参考資料2でつけております土地利用基本計画書の中では、土地利用の原則を定めております。森林地域の土地利用については、森林が自然環境及び生物の多様性に大きく寄与していることから、必要な森林の保全を図るとともに、森林の有する多面的機能が最高度に発揮されるよう整備を図ることと定めております。このほか、地域森林計画の中でもこの点について触れている箇所がありましたら補足をお願いします。

(森林経営課 谷本主幹)

地域森林計画では今ある資源量を調査し、その資源量を保つための方策等を定めているものですので、生態系の保全について細かく触れてはおりませんが、各市町村では、県が定める地域森林計画に基づいて、木材利用の取組や森林のゾーニングに関する事項について、「市町村森林整備計画」を定めております。そちらの計画において、各市町村の生態系保全の考え方が反映されているというのが1点と、再造林が進められていない箇所については、森林環境税や国の「多面的機能発揮対策交付金」等の財源を活用して、広葉樹の植栽等の取組を進めているところでございます。

(村上会長)

生態系の話は非常に長期的な話になると思いますが、県内にこういった生物が存在しているのかという調査は継続的に行われているのでしょうか。

(自然環境課 山下主幹)

何年毎に見直しているかは記憶しておりませんが、県では県内の希少野生動植物の生息状況等調査を継続的に調査し、レッドデータブックを作成しております。それと関連して、林地開発許可の中でも、環境影響調査をした上で、希少動植物が存在する場合は、一定程度の森林を残すなどして、その中で保全していくよう指導しております。それだけですべてを救えるわけではありませんが、極力影響が少ないように、林地開発許可時に審査しております。

(熊野委員)

全国で、太陽光パネルの大規模設置に伴い、様々な訴訟問題が起こっています。その中でも特に懸念されるのが、外国製の安いソーラーパネル有害物質が下流域の農業地域に流れ込んでいる問題です。民間企業間の取引だけでも、県民の命に関するトラブルを解消するためのチェック機能というものはあるのでしょうか。

(村上会長)

開発行為後のフォローアップ、というお話だと思いますが、土地利用に関する審議会でするので回答が難しいかもしれませんね。

(熊野委員)

御注意いただければ結構です。よろしくお願いします。

(村上会長)

土地利用の変更が進んでいく中で、開発後のモニタリングがきちんと機能する仕組みは重要かと思しますので、これについては今後県でも御議論いただければいいのではないかなと思います。

そのほか御意見はございませんか。それでは、色々と御意見いただき、事務局よりコメントもいただいたところですが、「土地利用基本計画の変更案」につきましては、当審議会として「異議なし」ということでよろしいでしょうか。

(全員：異議なし)

それでは、異議なしということで、御了承いただきましたので、今後の手続きにつきましては、事務局に対応をお願いしたいと思います。

6. 報告事項（「宅地造成及び特定盛土等規制法」について）

(技術企画課 木田主査)

「宅地造成及び特定盛土等規制法」という新たな法律によって、宮崎県内に規制区域を設定することになりましたので、事前に御報告させていただきます。法律の概要について資料3の1ページを御確認ください。法施行の背景としては、令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流が発生したことを受けまして、全国的に危険な盛土が存在していないか、約3.6万箇所の目視による点検が行われたました。それまで各法律において、宅地の安全確保や森林機能の確保などを目的に盛土規制が行われておりましたが、各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が十分でないエリアが存在していること明らかになったため、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要ということで法律名・目的等を含めて抜本的に改正しまして、土地の用途に関わらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するということで、法律名が「宅地蔵せ及び特定盛土等規制法」に改正されました。こちらの法律は、令和4年5月27日に交付、もうまもなく令和5年5月26日に施行されます。

法律の中身については、資料にあるとおりですが、まず「スキマのない規制」ということで、都道府県知事等が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することとなっておりますが、都道府県知事「等」というのは政令市・中核市を含んでおり、本県でいうと宮崎県知事と宮崎市長が該当します。2つ目「盛土等の安全性に関すること」というところで、盛土等を行うエリアの地形・地

質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定すること、3つ目が、「責任の所在の明確化」というところで、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化、4つ目に「実効性のある罰則の措置」というところで、無許可行為や命令違反等に対しては、懲役刑や罰金などの強い罰則が設けられるということになります。

1つ目の「スキマのない規制」というところで、盛土規制法では「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の2つの地域を設定いたします。「宅地造成等工事規制区域」は市街地、「特定盛土等規制区域」は市街地や集落からは離れているけれども地形等の条件から人家等に危害を及ぼし得るエリア等を設定することとなっております。「宅地造成等工事規制区域」については、3ページ(1)から(6)に示している地域と、その区域に隣接・近接する区域も併せて区域に指定することとなっております。「特定盛土等規制区域」の指定の対象区域は盛土等の崩落により、流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域等となっておりますが、5ページに絵で示しておりますので御確認ください。赤枠で囲っている部分が街中、青枠が街中の上流域や田んぼなど、街中から外れている地域のイメージです。ページ下部に本県における区域指定のスケジュールを示しておりますが、令和4年度から令和5年度までは、どのような場所のどの区域を設定するのかという基礎調査、規制区域調査を行います。令和6年度からは、調査結果を周知することを考えております。そして令和7年度に規制区域を設定する計画で、関係課と協力しながら進めております。最後に、区域指定されるとどういった盛土が規制されるのかということ説明させていただきますと、「宅地造成等工事規制区域」に指定されますと、その区域内の盛土はすべて許可手続きが必要となり、許可基準に則って盛土をするよう指導する権限が与えられます。具体的には、盛土の高さが1mを超える崖を生じるものや、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるものなどは許可が必要になります。「特定盛土等規制区域」については、若干市街地から外れていることもありまして、「宅地造成等工事規制区域」では、盛土の高さが1mを超える崖を生じるものが許可が必要であったところ、「特定盛土等規制区域」では、盛土の高さが2mを超える崖を生じる盛土・切土等が許可の対象となっております。

(村上会長)

ありがとうございます。委員の皆様、御質問はありますでしょうか。私の方からお聞きしたいのですが、県内で規制がかかる区域がどれくらいあるのでしょうか。

(技術企画課 木田主査)

規制区域をどこにかけるか調査を行っているところですが、基本的に規制がかからないところは、物理的に盛土が置けない場所、車が入れない場所や山奥の頂上は規制区域から外れるということになっておりますが、県内の大半の地域は規制区域の対象となると想定しているところです。

(三田井委員)

全国で3.6万箇所の盛土を点検されたとのことですが、県内にはどれくらいあった

のでしょうか。

(技術企画課 木田主査)

本県では174箇所について目視による確認を行いました。

(村上会長)

点検の結果、本県にもやはり、法の規制の対象となりそうな地点があったということでもよろしいでしょうか。

(技術企画課 木田主査)

はい。

(村上会長)

今後こういうものを運用することで、以前の盛土の崩壊のような事案が生じないよう、事前の管理をしていこうということですね。どうぞよろしく願いいたします。

7. 閉会

(中山間・地域政策課 湯地課長)

本日は、長時間にわたって御審議いただき、また、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日も意見いただきました「土地利用基本計画」につきましては、今年度中に改定の予定でございます。

それでは、以上をもちまして第64回宮崎県国土利用計画審議会を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

議事録署名人 署名欄

見 山 輝 朗

高 穂 幸 江

(原本には捺印あり)